

※ 登録番号	第664号 （令和6年2月4日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	(はんきゅうはんしんふどうさんとうしこもんかぶしがいしゃ) 阪急阪神不動産投資顧問株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	(こもり とよゆき) 代表取締役 小森 豊之	
5.資本金額	20,000,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
(こもり とよゆき) 小森 豊之	代表取締役	常勤 非常勤
(まえだ あつし) 前田 敦司	取締役	常勤 非常勤
(もりなが じゅん) 森永 純	取締役	常勤 非常勤
(きむら ひろし) 木村 浩士	取締役	常勤 非常勤
(ふじた よりお) 藤田 頼雄	監査役	常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏 名 (使用人の種類)	職 名	統括する業務の別
(まつお ゆうじ) 松尾 裕司	ファンドマネジメント部長	売買・管理
計 1 名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
阪急阪神不動産投資顧問株式会社	令和5年10月2日 (事務所移転)	大阪市北区角田町1番12号 (06-6315-8955)
計 1 店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産について行う。 ① 建物の用途：主にオフィスビル、商業施設、ホテル、物流施設、集合住宅 ② 建物の規模：主に延床面積500㎡以上 ③ 所 在 地 域：主に全国の政令都市 2. 助言の方法は、不動産の売買等の取引に係る助言、及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等を書面及び口頭により行う。 3. 報酬体系は、取引金額等の0.3%～3.0%を目処とするが、詳細については契約締結時までに決定する。 4. 報酬の受領時期は、業務完了時（契約時に完了する場合は契約時）とする。

1 0.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
①. 金融商品取引法第 2 9 条の登録	近畿財務局長 (金商) 第90号	平成19年9月30日
②. 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許	大阪府知事 (5) 第50393号	令和6年1月15日
3. 不動産特定共同事業法第 3 条第 1 項の許可		

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 不動産代理業・仲介業 2. 不動産賃貸業 3. 不動産管理業

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
		割 合	
はんきゅうはんしんふどうさんかぶしがいは 阪急阪神不動産株式会社	400株	100%	大阪市北区芝田1-1-4

1 3.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(もりなが じゅん) 森永 純	阪神電気鉄道株式会社 常務取締役 不動産事業本部長 阪急阪神不動産株式会社 代表取締役専務取締役 賃貸事業本部長
(きむら ひろし) 木村 浩士	阪急阪神不動産株式会社 執行役員 賃貸事業本部副本部長
(ふじた よりお) 藤田 頼雄	阪急阪神不動産株式会社 内部監査部 調査役 (準常勤監査役)